

### 3-7 食の安全確保

#### 目 標

県民の食の選択力の向上と食生活の安全性の確保を図る。

#### 現状と課題

- ・ BSE（牛海綿状脳症）の国内での発生や輸入農産物中の残留農薬、食品の偽装表示などの問題が発生したことにより、消費者の食品の安全に関する不安や関心が高まっています。
- ・ このような中、食品選択等に困らない知識・技術を持っている者の割合は必ずしも高いとはいえない状況にあり、食の安全性等に関する知識の普及・啓発が必要であるとともに、食品の供給面からも、安全な農林水産物の供給や、適正な食品表示等が求められています。

#### 取組内容

##### <県の取組み>

- ◇ 食品に関するリスクコミュニケーションを推進するとともに、県民に対する食品の安全性に関する情報発信と合わせて県民の意見・要望を把握します。
- ◇ 各種窓口において、消費者や製造業者等からの食品の安全性に関わる相談に対応します。
- ◇ 農林水産業者や食品関連事業者に対し、安全を重視した生産や流通管理を徹底するよう普及・指導するとともに、食品の安全確認体制の強化を図ります。
- ◇ 食品表示の適正化を図るため、食品表示制度の周知に努めるとともに、食品製造・販売業者に対する監視・指導等を実施します。

##### <家庭の取組み>

- ◇ 食品の安全性に関する正しい知識の習得に努めます。

##### <地域の取組み>

- ◇ 食育ボランティア（食生活改善推進員、消費者団体など）が中心となって、食品選択などについて知識を普及します。

##### <食品関連事業者の取組み>

- ◇ 生産、流通、販売の各過程における衛生管理等の徹底を図り、食品の安全確保に努めます。

##### <農林水産業者の取組み>

- ◇ 減農薬・減化学肥料等の環境にやさしい農業の実施、生産資材の適正使用、農林

水産物の生産履歴管理、衛生管理を徹底し、安全な農林水産物の供給に努めます。

### 県の実施事例：食品安全フォーラム in とやまの開催

県では、食品安全に関するリスクコミュニケーションの一環として、平成 14 年度から食品安全委員会などからの講師を招いて意見交換会を開催しています。

平成 17 年度は、2回合わせて約 350 名の県民の方に参加いただきました。



①食品安全フォーラム in とやま(平成 17 年 8 月 26 日開催)  
講演：食品のリスク評価～食品添加物を例として～  
講演：輸入食品の安全確保について

②食品安全フォーラム in とやまⅡ(平成 18 年 2 月 8 日開催)  
講演：米国・カナダ産牛肉等への対応について

○食の安全・安心情報ホームページは  
<http://www.pref.toyama.jp/sections/1613/anzen/index.html>

### 県の実施事例：食品表示 110 番

県は、食品表示に関する県の総合的な相談窓口として、平成 14 年から「食品表示 110 番」を設置し、消費者や食品関連事業者等からの食品表示に関する相談等に対応しています。

寄せられる相談は製造業者・販売業者からの問合せが多く、各法律を所管する所属の意見等を総合して相談者に回答しています。また、必要に応じて現地指導等を行います。



食品表示 110 番お問合せ先

TEL 076-444-8484

FAX 076-444-8600

E-mail:nousanshokuhin4@pref.toyama.lg.jp